

「電気設備の技術基準の解釈」の一部改正について

※以下3条は全て新設

【変圧器等からの電磁誘導作用による人の健康影響の防止】（省令第27条の2）

第29条の4 発電所、変電所、開閉所及び需要場所以外の場所に施設する変圧器、開閉器及び分岐装置（以下、この条において「変圧器等」という。）から発生する磁界は、第3項に掲げる測定方法により求めた磁束密度の測定値（実効値）が、商用周波数において $200\mu\text{T}$ 以下であること。ただし、造営物内、田畑、山林その他の人の往来が少ない場所において、人体に危害を及ぼすおそれがないように施設する場合は、この限りでない。

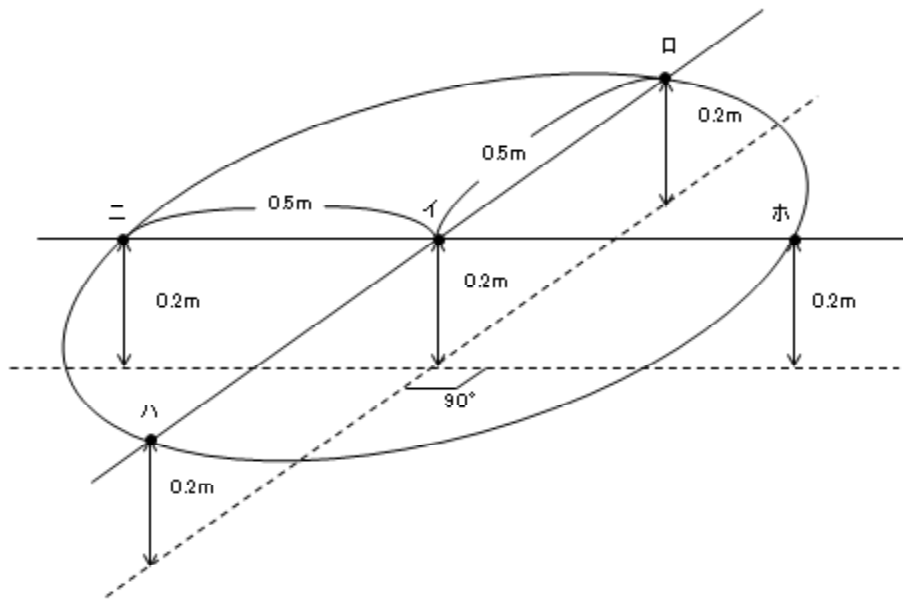
2 測定装置は、日本工業規格 J I S C 1910（2004）「人体ばく露を考慮した低周波磁界及び電界の測定－測定器の特別要求事項及び測定の手引き」に適合する3軸のものであること。

3 測定に当たっては、次の各号のいずれかにより測定すること。なお、測定場所の例ごとの測定方法の適用例については29の4－1表に示す。

一 磁界が均一であると考えられる場合は、測定地点の地表、路面又は床（以下、この条において「地表等」という。）から1mの高さで測定した値を測定値とすること。

二 磁界が不均一であると考えられる場合（第三号の場合を除く。）は、測定地点の地表等から0.5m、1m及び1.5mの高さで測定し、3点の平均値を測定値とすること。ただし、変圧器等の高さが1.5m未満の場合は、その高さの $1/3$ 倍、 $2/3$ 倍及び1倍の箇所を測定し、3点の平均値を測定値とすること。

三 磁界が不均一であると考えられる場合であって、変圧器等が地表等の下に施設され、人がその地表等に横臥する場合は、次の図に示すように、測定地点の地表等から0.2mの高さであって、磁束密度が最大の値となる地点イにおいて測定し、地点イを中心とする半径0.5mの円周上で磁束密度が最大の値となる地点ロにおいて測定した後、地点イに関して地点ロと対称の地点ハにおいて測定し、次に、地点イ、ロ及びハを結ぶ直線と直交するとともに、地点イを通る直線が当該円と交わる地点ニ及びホにおいてそれぞれ測定し、さらに、これらの5地点における測定値のうち最大のものから上位3つの値の平均値を測定値とすること。



29の4-1表

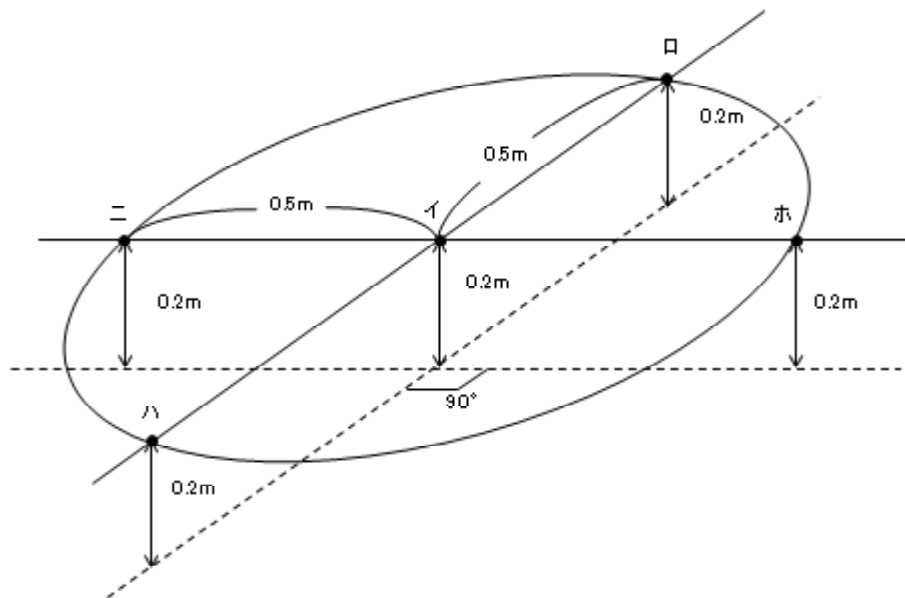
測定場所	測定方法
柱上に施設する変圧器等の下方における地表	第3項第一号により測定すること。
柱上に施設する変圧器等の周囲の建造物等	建造物の壁面等、公衆が接近することができる地点から水平方向に0.2m離れた地点において第3項第二号により測定すること。
地上に施設する変圧器等の周囲	変圧器等の表面等、公衆が接近することができる地点から水平方向に0.2m離れた地点において第3項第二号により測定すること。
変圧器等を施設した部屋の直上階の部屋の床	第3項第三号により測定すること。

【変電所等からの電磁誘導作用による人の健康影響の防止】(省令第27条の2)

第43条の2 変電所又は開閉所(以下、この条において「変電所等」という。)から発生する磁界は、第3項に掲げる測定方法により求めた磁束密度の測定値(実効値)が、商用周波数において $200\mu\text{T}$ 以下であること。ただし、田畑、山林その他の人の往来が少ない場所において、人体に危害を及ぼすおそれがないように施設する場合は、この限りでない。

- 2 測定装置は、日本工業規格JIS C 1910(2004)「人体ばく露を考慮した低周波磁界及び電界の測定—測定器の特別要求事項及び測定の手引き」に適合する3軸のものであること。
- 3 測定に当たっては、次の各号のいずれかにより測定すること。なお、測定場所の例ごとの測定方法の適用例については43の2-1表に示す。

- 一 測定地点の地表、路面又は床（以下、この条において「地表等」という。）から0.5 m、1 m及び1.5 mの高さで測定し、3点の平均値を測定値とすること。
- 二 変電所等が地表等の下に施設され、人がその地表等に横臥する場合は、次の図に示すように、測定地点の地表等から0.2 mの高さであって、磁束密度が最大の値となる地点イにおいて測定し、地点イを中心とする半径0.5 mの円周上で磁束密度が最大の値となる地点ロにおいて測定した後、地点イに関して地点ロと対称の地点ハにおいて測定し、次に、地点イ、ロ及びハを結ぶ直線と直交するとともに、地点イを通る直線が当該円と交わる地点ニ及びホにおいてそれぞれ測定し、さらに、これらの5地点における測定値のうち最大のものから上位3つの値の平均値を測定値とすること。



43の2-1表

測定場所	測定方法
地上に施設する変電所等の周囲	変電所等の一般公衆が立ち入らないように施設したさく、へい等から水平方向に0.2 m離れた地点において第3項第一号により測定すること。
地下に施設する変電所等の上存在する住居等	第3項第二号により測定すること。

【電線路からの電磁誘導作用による人の健康影響の防止】（省令第27条の2）

第53条の2 発電所、変電所、開閉所及び需要場所以外の場所に施設する電線路から発生する磁界は、第3項に掲げる測定方法により求めた磁束密度の測定値（実効値）が、商用周波数において200 μ T以下であること。ただし、造営物内、田畑、山林その他の人の往来が少ない場所において、人体に危害を及ぼすおそれがないように施設する場合は、この限りでない。

- 2 測定装置は、日本工業規格 J I S C 1910 (2004)「人体ばく露を考慮した低周波磁界及び電界の測定－測定器の特別要求事項及び測定の手引き」に適合する 3 軸のものであること。
- 3 測定に当たっては、次の各号のいずれかにより測定すること。なお、測定場所の例ごとの測定方法の適用例については 5 3 の 2 - 1 表に示す。
- 一 磁界が均一であると考えられる場合は、測定地点の地表、路面又は床（以下、この条において「地表等」という。）から 1 m の高さで測定した値を測定値とすること。
- 二 磁界が不均一であると考えられる場合は、測定地点の地表等から 0.5 m、1 m 及び 1.5 m の高さで測定し、3 点の平均値を測定値とすること。

5 3 の 2 - 1 表

測定場所	測定方法
架空電線路の下方における地表	第 3 項第一号により測定すること。
架空電線路の周囲の建造物等	建造物の壁面等、公衆が接近することができる地点から水平方向に 0.2 m 離れた地点において第 3 項第二号により測定すること。
地中電線路の周囲	第 3 項第二号により測定すること。
地中電線路と架空電線路の接続部、その他の電線路が工作物に沿って地上に施設される部分	電線表面等、公衆が接近することができる地点から水平方向に 0.2 m 離れた地点において第 3 項第二号により測定すること。

※以下は下線部分のみ改正（趣旨の明確化）。

【誘導障害の防止】（省令第 27 条、第 42 条）

第 102 条 特別高圧架空電線路は、次の各号により、かつ、通常の使用状態において、静電誘導作用により架空電話線路に対して通信上の障害を及ぼさないように施設すること。ただし、架空電話線が通信用ケーブルであるとき、架空電話線路の管理者の承諾を得たときは、この限りでない。

（省令第 42 条第 2 項関連）

一・二 （略）

2～5 （略）